

1 目的

学習の機会の提供に向け、自宅での学習ができるよう、タブレット端末（パソコンを含む）とスマートフォンを併用した家庭での自宅学習を行う際に必要なルールを示す。

2 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則と回線（インターネット接続環境）が必要となる。

＜考慮すべき事項＞

- (1) 端末（タブレット・スマートフォンなど、画面が大きくタッチ操作できる機器）
 - (2) 回線：無線（Wi-Fi）・携帯通信（LTE）など、インターネットの利用ができる接続手段
 - ※家庭の無線（Wi-Fi）環境への接続は、保護者が行うこと
 - ※携帯通信（LTE）では、利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること
- 教育委員会が必要と判断した際には、登別市教育委員会が児童生徒に貸与しているタブレット端末を保護者に貸し出すことを可能とする。ただし、回線使用料は、保護者負担とする。

3 利用における注意事項

利用者は、次のことを順守すること。

- (1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- (2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (3) 端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机の上に置いたままその机の上で食事するなど）
- (4) Google アカウントユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- (5) 端末を持ち帰った場合は、自宅で充電を行うこと。
- (6) 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
 - ※学校から持ち出すことで、タブレット端末は保守・保険の対象外となる。
 - ※破損等の不具合が生じた場合は、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。
 - ※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策等）」の提出を要する。
- (7) 端末利用において不具合が生じた場合、遅延なく速やかに学校へ報告すること。
- (8) USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- (9) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- (10) 学校に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止する。
- (11) 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板等への投稿）などは禁止する。

4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定する。

登別市『持ち帰りタブレット端末活用のルール』について

令和3年5月
登別市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を上手に活用していくことが大切です。タブレット端末はみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができると、休校時や非常時、そして家庭学習などに役立ちます。

大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、『持ち帰りタブレット端末活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うものです。学習活動以外に使ってははいけません。

2 使用する場面

- 家庭以外では使用しません。
- 登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
- タブレットの使用前と使用後には、せっけんで手指をしっかりと洗いましょう。
- なくしたり、落としてこわしたり、水でぬらしたりしないように十分に気を付けます。
- タブレット端末を手に持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。
- 水をかけたり、湿気の多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- 指で触れる、または専用ペンを使うようにします。鉛筆やペンで触れたり、落書きしたり、磁石をくっつけたりすることなどは絶対にしません。

3 保管

- 家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておきます。

4 健康のために

- タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、時々目を休ませます。
- 使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩をしながら使います。
- 寝る30分前は使いません。

5 安全な使用

- インターネットには制限がかけられていますが、もしあやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。

6 個人情報

- タブレットを他の人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にあげません。
- 相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- 各機能やサービスを利用するためのアカウントは、一人に一つずつ配られているので、アカウントやパスワードは、他の人に分からないように、おうちで大切に保管してください。

7 カメラ機能

- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮影せず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

8 データの保存

- タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけを使います。

9 設定の変更

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップ上のアイコンの並びや位置、背景の画像、色などのタブレット端末の設定は、勝手に変えません。

10 不具合や故障

- 家庭で壊れたりなくしたりした時は、学校に電話します。（土日・祝日を除く）
- 故障・破損における理由は問わず、修理代を負担していただくこともありますので、大切に使いましょう。

11 使用の制限

- 登別市「タブレット端末活用のルール」が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。

登別市『持ち帰りタブレット端末活用のルール』について

登別市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を上手に活用していくことが大切です。タブレット端末はみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができると、休校時や非常時、そして家庭学習などに役立ちます。

大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、『持ち帰りタブレット端末活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。



1 ベンキョウのために

- 学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使ものです。それ以外に使うてはいけません。

2 つかいかた

- 家庭以外ではつかいません。
- 登下校中は、タブレットを**かばんから出しません。**
- つかう前と後には、せっけんで手をしっかり洗います。
- なくしたり、落としてこわしたり、水でぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- 手に持ったまま走ったり、地面においたりしません。
- かばんの下においたり、かばんの底に入れたりしません。
- 水をかけない。湿気の多いところ、あついところにはおきません。
- えんぴつやペンでさわったり、らくがききしたり、**じしゃく**をくっつけたりすることなどはぜったいにしません。



3 つかわないとき

- 家の人が見えるところにおいておきます。

4 健康のために

- **ただしい姿勢**で、画面に近づきすぎないようにします。
- とおくのけしきを見るなど、ときどき目を休ませます。
- 長い時間つけてつかわず、ときどき休憩をします。
- ねる前30分はつかいません。



5 ^{あんぜん}安全のために

- インターネットで、もしまちがってあやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに家の人に知らせます。



6 ^{こじん}個人じょうほう、わるぐち

- タブレットを他の人にかしたり、つかわせたりしません。
- 自分やほかの人の個人じょうほう（^{なまえ}名まえや住所、^{でんわばんごう}でんわ番号など）はインターネット上にかきこみません。
- だれかを傷つけたりいやな思いをさせたりすることをぜったいにかきこみません。
- アカウントやパスワードは、ほかの人にわからないように、おうちで大切にしまっておきます。



7 カメラについて



- カメラで誰かをとるときは、かならず相手の許可をもらいます。

8 ^{しやう}データの使用について

- インターネットから取り込んだ写真や動画などは、先生が許可したものだけをつかいます。

9 ^{せってい}設定の^{へん}変こう

- デスクトップ上のアイコンのならびや背景の画像、色など、さまざまなタブレットの設定を、かってに変えてはいけません。

10 ^{こしょう}こしょう

- こわれたりなくしたりしたときは、学校に連絡します。
- ^{しゅうりだい}修理代をはらっていただくこともありますので、大切につかきましょう。



11 ^{まもれない}ルールが守れないとき

- ここに書いてあるルールが守れないときは、タブレットをつかうことができなくなります。